五十六　［略］ ［削る］	五十五　［同上］ 五十六　阿南地区 徳島県阿南市橘町幸野六十一番地の一、六十一番地の六、六十一番地の九、六十一番地の十四、六十一番地の十五、六十二番地の一、六十二番地の十九から六十二番地の三十まで、百番地の一、百六番地の一、百六番地の二、百七番地の一から百七番地の三まで、百七番地の八から百七番地の十四まで、百八番地の一、百八番地の二及び百九番地の一から百九番地の四までの区域
［五十七～七十四　略］	［五十七～七十四　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

○総務省・経済産業省・国土交通省告示第二号

石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令の一部を改正する政令（令和七年政令第三百八十六号）の施行に伴い、及び石油パイプライン事業の事業用施設の技術上の基準を定める省令（昭和四十七年通商産業省、運輸省、建設省、自治省令第二号）第五十五条第二項第二号の規定に基づき、石油パイプライン事業の事業用施設の技術上の基準の細目を定める告示（昭和四十八年通商産業省、運輸省、建設省、自治省告示第一号）の一部を次のように改正し、公布の日の翌日から施行する。

令和七年十一月二十一日

総務大臣　林　芳正
経済産業大臣　赤澤　亮正
国土交通大臣　金子　恭之

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（地震の影響） **第六十八条の七**　［略］ ２　地震の影響に関する特定屋外タンクの設計震度等の計算方法は、次の各号に掲げるとおりとする。 ［一・二　略］ 二の二　液面揺動の設計水平震度は、次の式によること。 イ　石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令（昭和五十一年政令第百九十二号。以下この号において「区域令」という。）別表第二号、第二十四号及び第二十五号に掲げる地区ごとの区域 ［図　略］ ロ　区域令別表第十八号から第二十三号までに掲げる地区ごとの区域 ［図　略］ ハ　区域令別表第三号、第五号、第十四号及び第三十四号から第四十号までに掲げる地区ごとの区域 ［図　略］ ［三　略］	（地震の影響） **第六十八条の七**　［同上］ ２　［同上］ ［一・二　同上］ 二の二　［同上］ イ　石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令（昭和五十一年政令第百九十二号。以下この号において「区域令」という。）別表第二号、第二十二号及び第二十三号に掲げる地区ごとの区域 ［図　同上］ ロ　区域令別表第十六号から第二十一号までに掲げる地区ごとの区域 ［図　同上］ ハ　区域令別表第二号の二、第四号、第十二号、第三十二号及び第三十四号から第三十九号までに掲げる地区ごとの区域 ［図　同上］ ［三　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

○国税庁告示第十九号

民間給与実態統計調査規則第六条第二項に規定する調査票の様式を定める件（平成二十五年国税庁告示第一号）の一部を次のように改正し、令和八年一月一日から適用する。

令和七年十一月二十一日

国税庁長官　江島　一彦